

広島市告示(安佐南区)第 3 号
令 和 8 年 1 月 1 5 日

平成19年3月13日付けで地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体として認可したイトーピア長楽寺町内会（代表者 岩本 利昭）について、下記のとおり告示事項を変更しましたので、同条第10項の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

変更があった事項及びその内容

事務所の所在地
広島市安佐南区長楽寺一丁目92番9号